

北労安発 0615 第 3 号
令和 3 年 6 月 15 日

各事業主団体・業界団体 各位

厚生労働省北海道労働局
職業安定部長
(公印省略)

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う雇用調整助成金等に係る周知の御協力について（依頼）

職業安定行政の推進につきましては、平素より格別の御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

政府は、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、本年 4 月 23 日及び 5 月 14 日等に新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 24 年法律第 31 号）に基づく緊急事態宣言を発令し、当該宣言の対象区域である東京都のほか 2 府 1 道 6 県において、知事により飲食店等に対する営業時間の短縮に併せ、酒類の提供の停止の要請等が行われ、道内においても特に札幌市他 9 市町村の酒類又はカラオケ設備を提供する飲食店等に対し、休業の要請が行われたところです。

このため、当該宣言地域の飲食店等を中心に事業活動の縮小が余儀なくされており、雇用維持を図る事業主への支援として、雇用調整助成金及び緊急雇用安定助成金の支給を行い、北海道労働局においても、当該助成金の活用が図られるよう周知等を行っております。

つきましては、貴団体におかれましても、別添リーフレットを活用いただき、傘下の事業主に対して雇用調整助成金及び緊急雇用安定助成金の周知に御協力をいただきますようお願い申し上げます。

なお、雇用調整助成金等の取扱いにつきまして、情報の更新が行われる場合がありますので、厚生労働省又は北海道労働局ホームページを御確認いただきますよう重ねてお願い申し上げます。

お問合せ先

雇用調整助成金及び緊急雇用安定助成金

【担当：職業対策課雇用開発係（電話 011-788-2294）】

新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金

【担当：厚生労働省コールセンター（電話 0120-221-276）】